

新島村博物館

「研究紀要」・・・・・・調査・研究

「新島に残る海難の記録」

－北からの船－

元法政大学文学部教授 文学博士・新島村博物館館外研究協力委員 段木一行

はじめに

上方から江戸へ向かう船の難所は遠州灘で、近世には遭難する船が実に多かった。特に冬期に頻発したことは、実例を持って触れて来たところであるが、今回は奥州などの北から南下して江戸へ向かう船の遭難について取り上げてみたい。

本来、茫漠とした海上で天候の急変により、どこでも遭難の可能性は常に起こり得ることだが、江戸時代にあつて太平洋航路では特に房総半島沿岸での海難の頻度が高い。陸地を右に見ながら、本州の沿岸を南下する親潮（寒流）を利用して江戸へ向かう船は、季節により多少の違いはあるが、房総半島沖付近で北上する黒潮（暖流）に出会うことになる。房総半島沖で激突する暖流と寒流は、日本屈指の豊かな漁場ではあるが、反面遭難の多い海域でもある。『千葉県史』資料編には海難資料が多く収録されている。しかし、実数はそれに数倍することは言うまでもない。さらに海難の理由には「潮流」の外にも「風」などの要素が加算される。当時の外洋運搬船である廻船ばかりではなく、漁舟も帆を掛けて動力としての「風」を利用していた。穏やかな順風は少ない。悪風や烈風は常である。船を操る者は瞬時の決断を求められる。しかしながら、往々にして人間の判断を無視する自然の猛威は、いつ発生するか分からない。とくに遮るものもない広漠とした海上では、海難事故に直結する危険性は常に存在するのである。

新島にも奥州から南下して来た船の難破記録が残されている。ここでは現地に史料が残る次の3件を中心に取り上げてみたいと思う。

天明4年（1784）奥州南部山田浦長兵衛船遭難

寛政9年（1797）江戸木場伊兵衛船遭難

文化12年（1815）松前唐津茂兵衛船遭難

上記3件の外にも嘉永6年（1853）及び、安政6年（1859）に仙台船の遭難があるが、新島役所日記に断片的な記述が見られるのみで、その概略は後述するに留める。

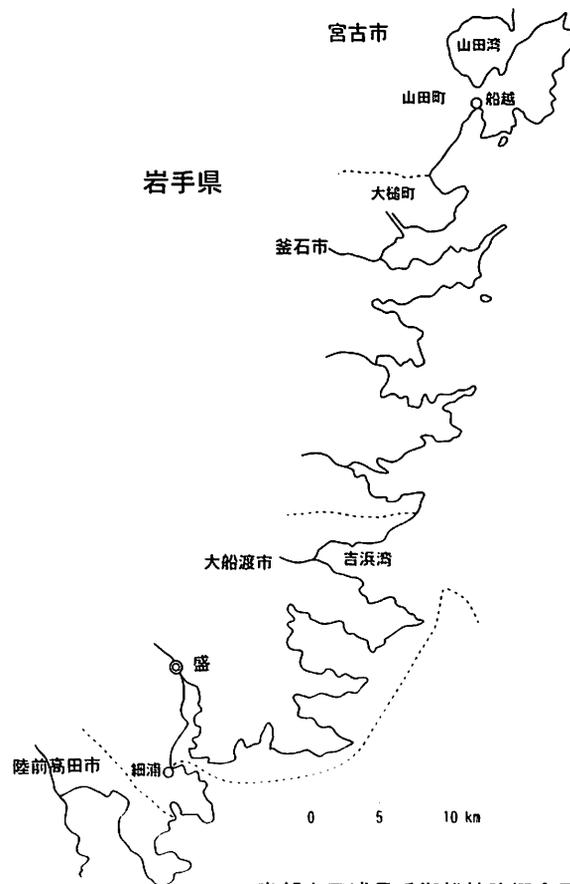
1. 天明4年奥州南部船遭難

この遭難にかかわる史料は、天明4年（1784）閏正月十三日付け「船頭・水主口書証文之事」（1）の1点だけである。

天明4年（1784）閏正月3日未明のこと、式根島に渡り、漁をしていた新島の漁民たちが、沖合に漂う一見して尋常でない船を見付けた。若し人がいる漂流船ならば助けなければならないと彼らは思い、その船に近づき見ると、息も絶え絶えの5人が乗っていた。難風に逢い漂流しているので助けてくれと懇願された。とにかく持っている水を与えた。彼らは直ちにその船を式根島の野伏浦へ引き入れ、本島（新島）にある陣屋へ通報した。知らせを受けて島役たちが式根島へ急行した。彼らに事情を尋ねたところ次のように答えている。

私共儀、南部大膳大夫様御領内、奥州南部山田浦直乗長兵衛船、水主共ニ三人乗、外ニ同御領分、同国船越村亀藏、同人女房いせ式人、同国さかりの細浦ヨリ便船、都合五人乗ニ而、右山田浦江走セ廻り候積であったと言う。

伊豆国新島からは遥かに遠い奥州南部領の船であった。現在の岩手県三陸海岸の「さかりの細浦」(2)から、それほど離れてはいない北に位置する山田浦(3)に向かった三人乗りの小型船で、亀藏・いせという夫婦者の2人が便船人として乗船していた。都合5人であった。大船渡市と山田町の間には釜石市と大槌町があり、大船渡市は釜石市の南に接し、山田町は釜石市に北隣する大槌町を挟む町である。「盛の細浦」から山田浦までは直線距離で約55kmであるが、リアス式海岸であるため航海距離は詳らかではない。便船の夫婦者の行先である船越村は、現在では山田町に含まれている。旧船越村は山田浦の南に隣接する村で手前に位置する。わずか半日行程の距離という所であった。このため船は空船で、乗組員の必要最小限度の米・稗と大根のみを、船中の食料として持っているだけであった。「さかりの細浦」から「山田浦」まではそれほど遠い距離でないので、いわば軽装備というところである。



南部山田浦長兵衛船航路概念図

天明4年(1784)の正月2日朝、空船で細浦を出た時は南からの風であった。この船は長兵衛が細浦で買い求めたもので、いわば彼らにとっては初乗りの船ということになる。山田浦は北方にあるので、南風は言うまでもなく順風で、絶好な航海日和である。

途中の国吉浜(4)(吉浜カ)沖に差し掛かった頃、風向きが変わって陸地からの申酉(南南西)風になり、次第に吹き募り大風・高波へと急変した。船は沖へ沖へと吹き流され、陸地から離された。当時の有視界(陸地を見ながらの)航海の船にとっては致命的とも言える状況に陥った。ともあれ、彼らは船の転覆を防ぐため、碇に綱を付けて海中に垂らし、船の安定を図り転覆だけは防いだ。しかし、翌日の3日には波風共にますます強くなり、碇綱が摺切れた。乗組員は髪を切り諸神に願掛けした。

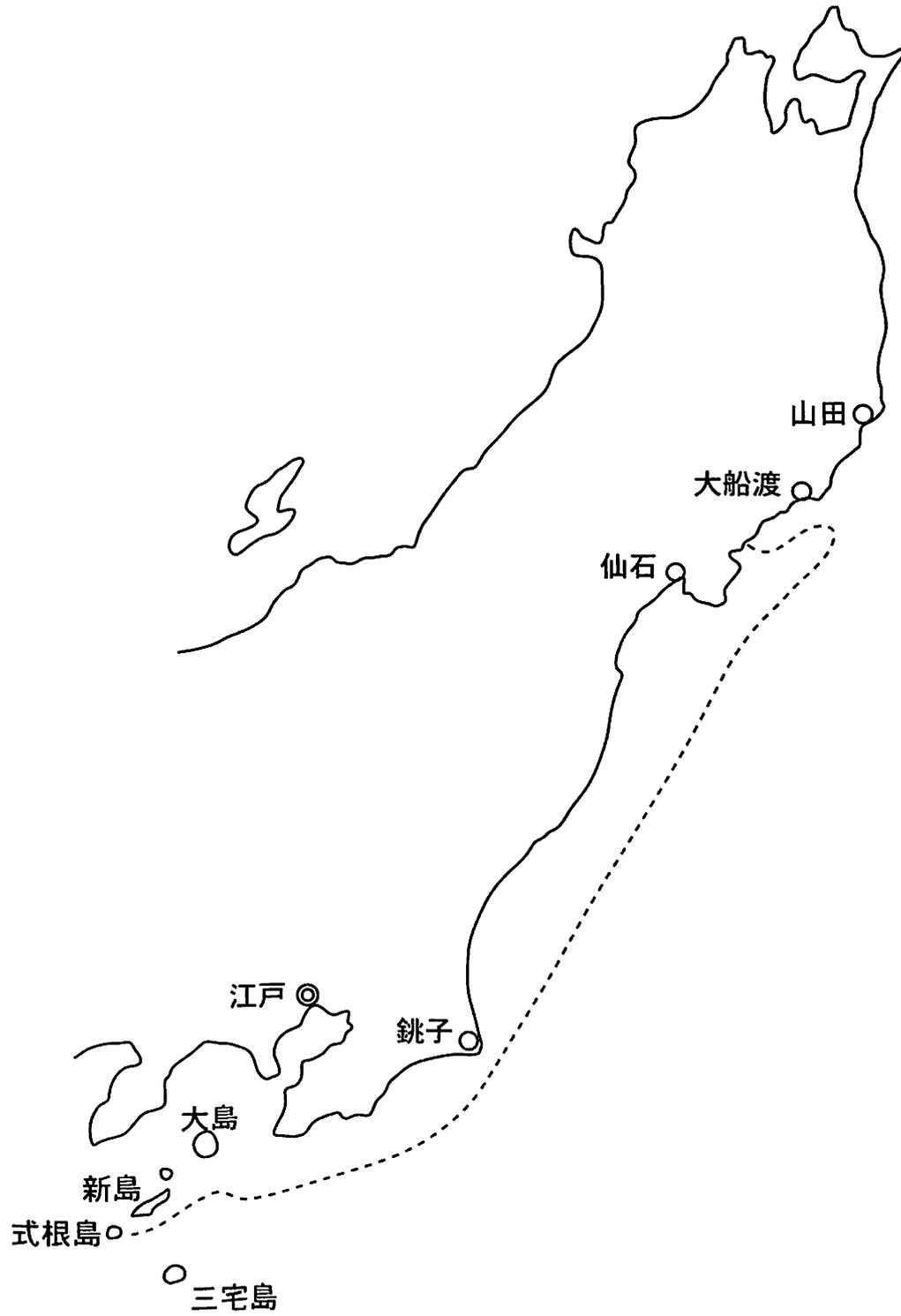
4日昼九ツ時(正午)頃、風は戌亥(北西)に変わり、少し穏やかになった。船の位置関係はまったく分からなくなったが、陸地へと近づこうとして帆を上げ、午未(南南西)へと走った。暮時には南風になり戌亥(北西)方向に船を走らせた。5日も同じ方向からの風が続いたのでそのまま走り、6日の朝には仙台「よおり崎」(5)(寄磯崎カ)山が見えた。「寄磯崎」は牡鹿半島の先端で、金華山の北・女川湾の入口に当たる。そこで船頭の長兵衛はその方向へ船を向けて走らせた。しかし、昼七ツ時(午後4時)頃から申酉(西西南)風に変わり、その上、風波が強まり船は再び陸地から離されて沖へと流された。

それから自分の位置関係も分からなくなった。ただ波風に任せるだけで完全な漂流状態に陥った。

15日頃にはもはや飯米や水もなくなった。稗と大根がわずかに残るだけで、燃料もなく生のまま齧り、ようやく露命を繋いだ。18日頃風は南に変わり大時化・高波になり舵の羽は損傷し、船は危険な状態に陥った。そこでまた碇1頭に綱3房を垂らしに引かせ、波風に任せて漂流を続けたものの、波風は強くなるばかりで、垂らし綱は摺切れた。さらに危険が高まり、彼らはもう一度髪を切り諸神に願掛けしている。なすこともなく彼らはさらに漂流を続けたのである。

閏正月3日未明、どこの国などかも皆目わからないが、彼らは近くに島を発見した。彼らはそこに着岸したいと念じ、祈り続けたものの、長いこと何も食べていなかったのも、まったく力を出すことができなかつた。絶望し切っている時に、一艘の漁船が漕ぎ寄せて来て様子を尋ねてくれた。難風に逢い漂流している旨を伝えると、漁船の衆が水を与えてくれた。そして、船を引いてその島(式根島)の入江に引き込み繋ぎ止めた。

漁船の衆の知らせを受けて島役人が来られて、浦賀御番所の切手や往來手形などを所持しているかなど色々尋ねられた。奥州細浦で船を買い求めて、近くの山田浦へ向かっただけの小船であり、江戸廻りの船ではないので、通行手形などは所持しておらず、遠くこの地へ漂流して来たことを申し述べた。



南部山田浦長兵衛船漂流概念図

検分した島役人は、船を修復し船具の不足を補充する必要があると判断した。そこで本島前浜まで漁船で引き、陸揚げした船中を改めて検分した。船中に残っている物は次の通りであった。

有物之覚

一 檣	壱本	但痛	一 桁	壱本
一 楫	壱羽	但痛	一 櫓	四挺 内式挺痛
一 木綿帆	八端		一 碇	壱頭
一 檣綱	壱房		一 くるみ綱切レ	弐筋
一 大渡シ	壱房		一 すゝ入交セ綱切	壱筋
一 はやを	四房		一 楫道具	一式
一 わら綱切レ	壱筋		一 芋物小道具	一かけら
一 芋物切レ	壱筋		一 みなわ	壱房
一 くゝり	壱房		一 わら細物	壱房
一 わら綱切レ	壱筋		一 水棹	四拾本
一 すかい	八本		一 苫	六拾弐枚
一 かぎ	壱本		一 あか取ひしやく	壱本
一 飯米櫃	壱つ		一 へつつい	壱つ
一 ごとく	壱つ		一 釜	弐つ
一 鍋	壱つ		一 飯□	壱つ
一 小桶	三つ		一 水樽	壱つ
一 かつき桶	弐つ		一 道具箱	壱つ 細工道具入
一 古筵	三枚		一 銭	壱貫五百文

メ 三拾六口

是者御改之上御渡被成、船頭請取申候

船は大破しているが、当地で修繕すれば航海できると判断して新島で手当てした。その上、大工の手間賃や不足の船具などを補充したものの、彼らは支払うべき代金は持っておらず、江戸まで送った上で金2分・銀12匁6分を受け取る事にした。

また、江戸までの航路も不案内とのことなので、水先案内として水主1人を雇いたいとの申し出があったので、陣屋ではベテランの長次郎なる者を付けた。

新島役所としても江戸の代官所へ報告しなければならず、島役人差し添え、江戸まで行くつもりであると彼らに伝えている。ともあれ、上記の品物以外はまったくない。彼らは命を助けられ、島で手厚く介抱されて感謝の言葉もない。後日の為口書証文を提出すると

ころであると述べている。

口書証文は、奥州南部山田浦船の直乗船頭長兵衛・水主清兵衛・同巳之松と、同国船越村便船人亀藏・同人女房いせ5人の連名で、新島地役人・名主・年寄に宛てたものである。これに受取人である地役人・名主・年寄が連名で奥書を加え、新島役所から奥州南部山田浦役所へ発給している。

後代になると「口書証文」等は、名主・年寄宛てに提出し、地役人が奥書・署名する形式に定着するが、天明期頃はまだ書式が定着しなかった段階と考えられる。

2. 寛政9年江戸伊兵衛船遭難

(1) 江戸から奥州へ

寛政9年(1797)「正月十八日新嶋持式根嶋ニテ致破船候」(6)との記録がある。伊兵衛船は江戸深川木場所属の船で、新嶋近海で遭難した記録である。

伊豆諸島近海での遭難事故のほとんどは上方からの江戸下り船であるが、この江戸木場の伊兵衛船は奥州から南下し、江戸に向かう船で、まったく逆方向から来ている。潮流で見ると、上方からの船は黒潮を利用し、奥州からの船は親潮を利用している。

季節により異なるが、黒潮と親潮は房総半島付近でぶつかる。伊豆諸島はその近海に点在するという地理的条件にあり、北方からの船が漂着することは当然のことと言える。ただ、江戸時代の海運は圧倒的に上方から江戸下りの船が多かったことは言うまでもない。千葉県には房総半島沖での海難記録が多い。海流や風などの気象条件によって遭難し伊豆諸島に漂着している。伊豆大島の波浮湊は奥州方面から南下する船舶の避難港・風待港として、上総国周准郡の秋広平六が寛政12年(1800)に築港したことは、すでに広く知られているところである。江戸木場伊兵衛船遭難は、それより3年前ということになる。

江戸深川木場町(7)の伊兵衛船には、沖船頭庄吉を始め水主・炊共18人が乗って、寛政8年(1796)11月1日に江戸品川を空船で出帆した。目的は出羽国置賜郡の、米沢藩主上杉弾正大弼が預かる天領地の年貢米を江戸へ回送するものであった。翌2日には神奈川(8)に入津した。3日にここを出港し、その日には浦賀に入津して、浦賀番所(9)の検査を受けている。11日に浦賀湊を出港し、その日に三崎湊(10)に入っている。14日三崎湊を出た船は房総半島を回って銚子湊(11)に入ったのが16日であった。ここで2日停泊し、18日に出帆したものの「風様悪敷出戻」っている。さらに伊兵衛船は2日風待ちし、20日に改めて出航、翌21日常陸国平方湊(12)に入津した。ここでも風待ちをして、月も改まって12月1日に出帆。5日後の同月6日に、ようやく目的地である奥州寒風沢(13)に入津している。

伊兵衛船の航跡をたどって見ると、奥州東廻りと、その後に仙台藩が延長開発した航路を北上していたことが分かる。太平洋の東廻り航路は幕府が河村瑞賢に命じて開発したも

ので、伊達・信夫の天領年貢米（城米）を安全に江戸まで輸送する目的で、当初は阿武隈川の水運を荒浜（14）まで改良し、荒浜から南下する海岸の要所要所に監視・救難所を設置した。房総半島を廻って、相模国三浦、又は伊豆国下田に至り、それから反転して江戸湾に入る航路であった。

伊兵衛船はこの航路を利用しているが、奥州置賜郡天領米（15）は阿武隈川を利用して荒浜に輸送するルートは使えず、それより以北の港湾としたことになる。荒浜以北の航路は仙台伊達藩が江戸への航路整備として、荒浜以北に野蒜（16）・塩竈（17）・磯崎・石巻（18）などの港湾整備を行っている。伊兵衛船は野蒜湊に入港したものと思われる。

寒風沢で天領の年貢米を船積みするのだが、その積荷は次の通りであった。

御米1,365石

此俵3,412俵ト2斗

内御様俵4俵 内2俵箱入・2俵布袋入

此仕訳

御米1,300石 御廻米

此俵3,050俵

米65石 欠米

此俵112俵ト2斗

外

米110俵 但4斗8升入 船中糧米

内2俵 上乘飯米

年貢米輸送責任者である上乗りは、年貢上納の羽州置賜郡天領諸村を代表して、佐沢村の村役であろうと推定される善之丞であった。ここからは都合19人ということになる。

（2）出帆から遭難まで

寛政8年（1796）12月26日、船は奥州寒風沢湊を出帆し江戸へ向かった。奥州へ向かう時には常州平方湊で2日、上総銚子湊で4日の風待ちをし、しかも銚子ではいったん出港したものの引き返したりしたが、帰りは順調であった。上総国の沖合に差しかかったのが12月28日であった。2日でここまで来たことは実に順調な航海だったと思われる。28日の夜に入って突然雷雨に襲われ、大北風に加えて大雨にも見舞われた。船は暴走し帆柱が折れた。翌29日は漂流し続けた。御米は大切に囲い込んでいる。30日は風になった。近くに漁船を見かけ、招いて事情を伝え、近くの湊へ船頭と水主1人が乗せてもらって上陸した。岩和田村（19）で事情を知らされた名主庄五郎は、浦役所のある次浦の奥津湊（20）まで漁船を使って曳行した。沖船頭庄吉は事情を上申した。浦役所から房州内浦役所（21）を

経て江戸表に注進した。その間に船中の検分を行っている。年も改まり1月10日には江戸から米沢藩の役人が到着、年貢米等の検査をした。さらに船中の状況を念入りに吟味し、船頭らから「口書」を取っている。

奥津湊で船の帆柱・桁・帆・小道具などの修復・補充を完了して、さらに上杉藩の最終検査を受けている。かくして14日にここを出発したが、風様が悪く出戻っている(22)。

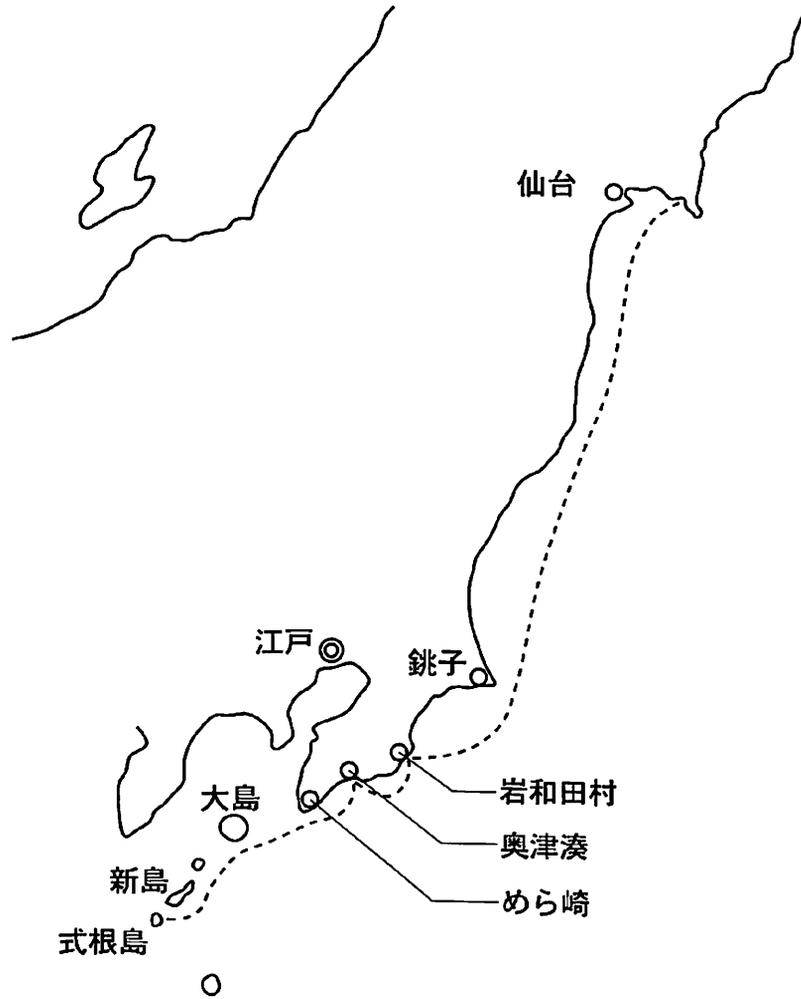
16日に改めて奥津湊を出帆し、その日の暮六ツ時(午後6時)頃には「めら崎」(23)を回った所で、北風が強く吹き付けて来た。そこで船は相模国三浦は風上の真北に位置していることもあって、西南方の伊豆浦(24)を目指して走った(25)。風はさらに強まり波も高くなってきた。すでに夜中になっていたが、彼らは「波風ニまかせ突せ」必死に働いた。翌17日の夜が明けてみると、船は大島(26)の南方海上にあった。

雨が降り大時化になり、益々風は強まり、船は思うようには進まなかった。碇を入れて船を留めようとしたがままならず、その日の暮れ方からはさらに風波が強まり凌ぎ難くなった。船頭・水主は髪を切って神に祈った。御米だけは守り続け、さらに葶綱2房を垂らし、船の安定を図った。

翌18日少しばかり凪いで海上は穏やかになった。垂らした綱を切り捨て、帆を少し揚げて、風に任せて走り、島岸へ逃げ込みたいと懸命に働いた。入り江が見えたので懸け留めを試みたが、潮の流れが速く殊に高波が襲ってくる。汐の流れに押されて、船は入り江の入口の岩に激突し破船、忽ち浸水を始めた。

たまたま土地の漁舟が漁業に来て、この島(式根島)に泊っていた村人がいたので、彼らに事情を伝え、本島への連絡を依頼した。しかし、海が荒れており、漁船はいったん島を離れたものの、高波で困難を極めた。少し高波が穏やかになったのを待って、漁船は元島へ知らせに走って行った。

待っている内に、近くにもう一艘漁船が見えた。頼み込んで船頭と水主がこの漁船に乗り移り、元島へ連絡しようと漕ぎ出したところ、先の漁船の知らせを受けたらしく、陣屋から島役が見えた。早速村役たちは現状を確認し、浦賀番所切手や、その他の関係書類の提示を求めた。御切手・送状その他重要な書類は船頭が大切に守っていた。ただ御用船の御提灯だけは流失したことを述べている。



江戸木場伊兵衛船航路概念図

翌日の1月19日から村人大勢を動員し、村役や船頭庄吉らも立ち会って積荷の回収作業を開始した。しかし、その夜から20日にかけて大風雨になった。入江は北向きで波が激しく、全員必死に働いたが、回収は容易ではなかった。積荷の米は海底にも沈み、岸に打ち上げられているものもあった。毎日のように村人は本島から式根島に渡り、風間を見計らっては数十艘の漁船を出して回収作業を継続している。例えば21日は「雨晴、少々風静り候間、猶又、大勢人足差出、船中并海底・磯辺・入江口・沖迄もむくりを入、御米取揚候」と、むくり（潜水）までして回収作業をしている。かくして回収できたものは「左之通取揚候」として次のように記録されている。

米360俵	内	330俵 30俵	本俵 痛俵	以上は1月19日・21日回収分
米1,482俵	内	1,422俵 60俵	本俵 痛俵	以上は1月22日・23日回収分
米354俵	内	309俵 45俵	本俵 痛俵	以上は1月25日回収分
米564俵	内	510俵 54俵	本俵 痛俵	以上は1月30日回収分
米358俵	内	312俵 46俵	本俵 痛俵	以上は2月4日回収分
米206俵・1包	内	175俵 31俵 1包	本俵 痛俵 大痛	以上は2月8日回収分
合計米3,324俵	内	60俵	船中糧米の分	

とある。本俵は無傷俵であるが、痛俵同様汐濡れしている。少なくとも痛俵は内容量は減少しているものと思われる。

最初、奥州寒風沢湊で船積みしたのは、6,734俵余であったが、回収されたのは3,324俵であった。197俵は「汐行早キ場所ニ付、沖江払出流失いたし候ニ紛無之」、回収できないままになった。回収率は約5割である。海上遭難は通常回収率は0%であることと比較すると、無人島とは言え湾内であったため、回収率が約半分であったことは不幸中の幸いと言える。なお、心当たりの場所があれば遠慮なく言って欲しい。探索は続行するからと島役から親切に言われたが、島の人たちが残す所なく搜索しており、これだけで十分であると答えている。しかし、回収作業は継続されたようで、さらに198俵が回収されたいしい記述があるが詳らかではない。

回収された米も「其俵ニ面数日差置候而者、腐ニ可相成ニ付、干立可申」と、早急に干さないで腐ってしまう。また、船は「水込船」になっており、渚に引き寄せて繋ぎ留め、船道具は岡に揚げる。船は無事なので本船の解体作業に用いる。この作業には大工や人足

が必要などと相談し決めている。

この「口書証文之事」には

船頭 庄吉

舵取 太兵衛

水主 新助・平四郎・新兵衛・勘兵衛・喜作・与右衛門・幸助・松之助・万次郎・
要吉・三太郎・馬之助・元吉・九助・甚八

炊 石松

上乘 善之丞 羽州佐沢村役 (27)

乗組人全員の署名と印または爪印 (28) がある。

上記の「口書証文之事」と同時に記録された、寛政9巳年2月付けの「覚」によると、取揚濡御米は3,264俵と1包で、この干立て高は1,188石8斗7升2合であった。内2,998俵で本俵(3斗6升9合入)の石数は1,106石2斗6升2合ということになる。この外に米60俵 痛俵で、船中糧米の分(但4斗1升入)がある。石数では24石6升である。回収された俵数は3,324俵と1包で、干立俵数は3,264俵と1包で、60俵の減少差がある。理由は痛俵が266俵含まれていることに起因するものと考えられる。ただし、乗員の船中糧米60俵は別記されている。

回収された年貢米の内訳は

本俵 3,058俵

痛俵 266俵

大痛 1包

計 3,324俵1包

であった。

干立された年貢米の内訳は

区分	本俵	痛俵	計	石数
上御米	1,100俵	51俵	1,150俵	420石1斗8升
中御米	961俵	75俵	1,036俵	375石5斗6升9合
下御米	937俵	140俵	977俵	395石0斗8升3合
計	2,998俵	266俵	3,163俵	外1包 1斗3升

干立俵数は3,324俵とあったが、上・中・下御米に区分された計は3,163俵になっている。下御米で本俵数プラス痛俵の数に101俵と数字的に矛盾しており明らかにできないが、俵仕立てに際して1俵の内容量の違いも、その理由になっているのではなかろうか。そこで俵仕立てについて下記に記す。

干立総石数 1.160石 8斗7升2合
内訳 本俵仕立 1俵の内容量は3斗6升9合入
痛俵仕立 1俵の内容量は2斗8升入

とあって、1俵でも大きな差がある。このため石数計算の方がはるかに正確である。痛俵では「本俵」と同量の俵仕立てができなかったのではないかと考えられる。

回収された濡米は、干立ないと腐敗するので村人が分担し、早急に天日干ししている。

(3) 滞在

遭難者には滞在中の心得として「一札之事」が申渡され、署名捺印が取られている。

一札之事

- 一 拙者共儀、当嶋ニ逗留仕候ニ付、被申聞候者、当嶋之儀者、従 御公儀様被為仰付候流人在嶋致候間、右流人与出会候儀堅停止ニ候、尤出国之砌、内通状者勿論、音物・口頼・伝言ニ而も、一切取次申間敷旨被申聞候事
- 一 火之用心大切ニ可致事
附り くわへきせる堅無用之事
- 一 博奕賭之諸勝負一切致間敷事
- 一 喧嘩・口論可相慎事
- 一 昼夜共ニ郷中徘徊無用之事
附り 山林畑等猥ニ不可致徘徊事

右之通被申聞、逸々承知致シ候、依之、印形差出申所、仍如件

寛政九年巳二月

江戸深川木場町伊兵衛船

沖船頭 庄吉 印

舵取 太兵衛 爪印

(水主15人・炊1人 略)

上杉弾正大弼御預所羽州佐沢村

上乘 善之亟 爪印

印形流失致シ候ニ付、爪印致シ候

それは滞在中に流人と接触することを禁止し、国地への内通伝言の厳禁、火之用心、博打諸勝負の禁止、喧嘩口論を慎む事や、村内、山林、畑の徘徊を禁止している。

島役所からこの遭難事故について、伊豆代官三河口太忠と、江戸の米沢藩邸へ「乍恐以書付御注進奉申上候」が提出されている。その中で「分一」法の事が明記されている。

回収した積荷に対する島の得分権である。

取揚濡御米3,264俵と1包で、この干立石高は1,180石8斗7升2合であった。この内10分の1は「分一法」により、新島の得分で、次のように記録されている。

干立石百拾八石八升七合 十分一被下置様奉願上候

「分一法」は幕府が定めた当然の権利であるが、書式上は当時の形式として、新島はその1割の得分権利を「奉願上候」の申請形式を取っている。

汐濡れの米は江戸へ回送しても、使用に耐えるものではなく、ほとんどが現地入札の手続きによって売却される。入札に際しては品質を上・中・下の3区分で、値段は次のようであった。

- 一 上御米 金1両二付 5石6斗替
- 一 中御米 同断二付 7石2斗替
- 一 下御米 同断二付 8石8斗替

入札では個人が落札する場合もあるが、この場合、上記金額は「惣百姓一同落札直段ニ而御買請仕度旨相願申候ニ付、一同御買請奉願候」とあり、村で買請けしようと言うのである。ここに「貼紙」がある。宛先等はないが次の通りである。

乍恐以書付奉願上候

- 一 濡御米代金之儀者金六拾両、当時上納可仕候、残金之儀者、困窮之嶋方御座候得者、急出来難仕御座候間、何卒御慈悲を以、七ヶ年ニ上納被仰付被下置候様、偏ニ奉願上候、以上

とある。すなわち、濡米ハ「分一法」による1割を減じて、残り1,062石7斗8升5合を買い受けることとし、取りあえず金60両を支払い、残金は7ヶ年賦で買い受けるというのである。この値段は新島の要望であって「尤右破船濡御米御払之積ニ付、直段精々吟味代付仕、手本米相添（中略）年寄籐右衛門召連出府仕候」とあり、値段の交渉に入っている。しかし、「落札直段ヨリ増金可仕旨再三申聞候処、汐濡故忝合不冝、其俣ニ而者難用候得共、穀物不足之嶋方ニ付、如此様ニも糧物ニ付、夫食ニ仕度」新島から提案の買取価格を安値とみた幕府方は、落札金額に「増金」を「猶又、再応吟味増金為仕、別紙ニ奉申上候」と要求しているが、今のところの「別紙」が見当たらず、買取価格については、現存する史料からの結論は不明である。新島の年寄籐右衛門は遭難者18人を伴って江戸へ行き、伊豆

代官所を通して交渉に入ったものと思われる。

買取価格交渉の相手は、天領預かりの米沢藩ではなく、三河口太忠になっている。彼はこの遭難事故のあった直前の寛政7年(1795)から同9年(1797)まで、伊豆代官の職にあり、伊豆諸島巡検も致しており、新島の事情をよく知る人物であった。

3. 文化12年松前船遭難

この遭難に係る史料は「浦証文下書」(29)だけである。書き出しは「当亥十一月四日北風ニ而午下刻頃、廻船壹艘帆少し巻上ケ、当嶋前浜近く走参、海岸ヨリ拾町程沖ニ而帆を下ケ掛留候」とある。

すなわち、11月4日正午過ぎ頃に北風に流されて、一艘の廻船が少し帆を巻上げてた状態で、前浜海岸から約1km程沖に停泊したのが見えた。

村役が村人たちと海岸に出て、遭難船なら救助しなければと思ったが、北風が激しく風波が強く、とても漁船を出すこともできずに、ただ見守るだけで、無事走り去ればと念ずるだけであった。

夜に入る頃になって、海は幾分穏やかになった。そこで、漁船を出し、廻船のそば近くに行き様子を尋ね、停泊しているこの場所は風が西に変わると危険だから、どこかに避難した方が良いと助言した。しかし、船頭が言うにはこの辺りについては不案内なので、浦賀までの水先案内人を頼みたいと言う。そのことについては島役人に相談しなければ、私一存ではどうにもならないと漁船の村人は答え、その旨を早速役人に伝えると言って引き返している。

翌日の明け7ツ時(午前4時)頃から北風は西風に吹き替わり、次第に風波が強まってきた。凌ぎ難くなったと見え、廻船から舳が降ろされ6人が乗り移り、衣類・手道具類などの身の回り品を積み、迎え綱を本船に結び付け海岸を目指した。本船にはまだ3人が残っている。しかし、海岸近くまで来た舳は、強い岸波に逢い「即時ニ打被返」されて転覆した。乗っていた6人は海中に投げ出された。見ていた村人たちが駆けつけて海中に飛び込み、6人全員を救助した。焚き火で暖を取らせ、粥を与えている。さらに「舳者流れ居、其外浮荷之分共取揚」げている。

「元船 三人之者芋綱不残取集、おろし置候碇綱へ結付、段々継足むかへ綱ニ致、地方江元船を流し寄セ候得共、右綱海岸迄者届兼候」とあり、本船にはまだ3人が残っていた。垂らしてあった綱を利用して、村人と協力しながら、船を少しずつ岸へ近づけたが、綱の長さが不足して、海岸に着けるのは無理があった。3人は「無是非手放し候」と、この方法では無理があると判断した。幸い元船はしばらくの間、高波によって少しずつ海岸へと近づいていた。彼らは細綱を船に結び付けて、海岸にいる村人に向かって投げ、「命綱ニ致候」たが、残念ながら届かない。そこで3人のうち1人が細綱を持って海中に飛び込み、

海岸を目がけて泳いだ。これを見ていた村人も「飛入、網人共ニ引揚」、ようやく、一本の網が海岸と元船を繋ぐことに成功した。残る2人は「追々網を便りニ飛込」み、全員怪我もなく救出されたのである。かくして、村人たちは焚き火で凍えた彼らを暖めている。粥を与えて介抱した。

本船は高波によって海岸に打ち当たり破船散乱した。刎ね捨てを免れて、まだ元船に残っていた荷は沖へと流失し、わずかな品を村人たちは回収すべく作業をしている。この作業に遭難の船員も立ち会っている。

その後、乗組の者9人は名主宅に案内され、介護を受けている。そこで聞き出した彼らの話によると、次のようであった。

船は奥州松前唐津内町(30)の阿部屋茂兵衛船で、船頭・水主共4人乗りで、外の5人は当所で雇った増水主で、計9人乗りである。蝦夷地サウヤ御場所(31)で鮭920束を買い付け、同所を出帆し、松前湊に着いた。

10月5日に沖ノ口御番所(32)で船改めを受けた。荷を積み入れその日に出帆した時は西風であった。夜の八ツ時(午前2時)頃に箱館湊沖に汐掛り停泊している。12日には乾(北西)風を受けて箱館湊を出帆し、14日には奥州南部の宮古に入津した。27日には乾(北西)風でそこを出帆し、翌28日には仙台金華山沖で汐掛りしている。さらに走り続け、29日には丑寅(北東)風で金花山沖を出発し、その日は小竹村沖合まで来て再び汐掛りしている。その日の夕方の七ツ時(午後4時)頃には乾(北西)の風が変わり、再び船を走らせた。その頃から風雨が強まってきたので、常陸国平方湊に入ることを心掛けたが、風雨はさらに募り、同夜八ツ時(午前2時)頃には帆を下げて走ったものの、夜分であったことから通り越してしまったと語っている。

仕方がないので難所でもある房州の犬房之崎(33)を細心の注意を払って航海し、そこをかわして中之湊沖まで来たところ丑(北々東)風になり、犬房崎の沖へと吹き出されてしまった。

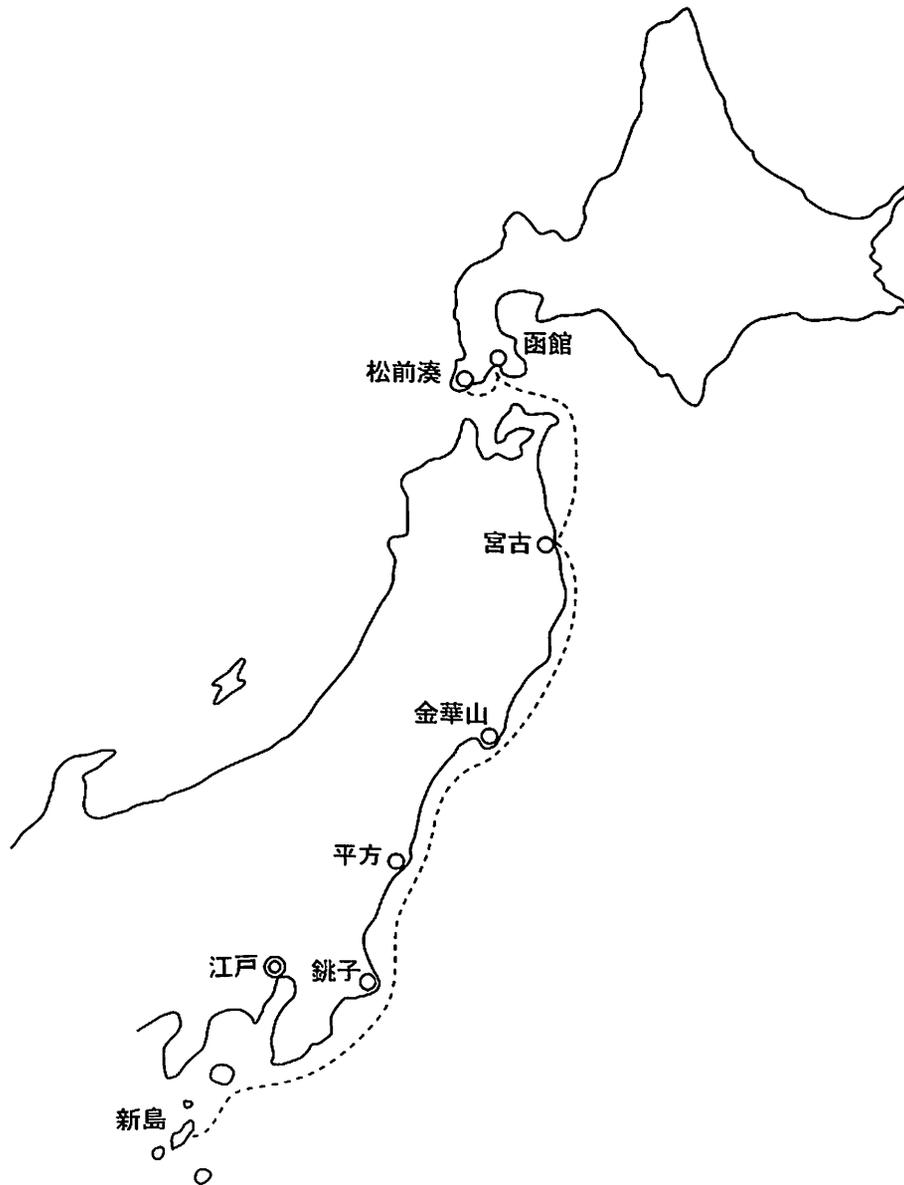
11月1日は雨天で、風波はさらに強まった。水主たちは懸命に働いたが、船に危険が迫った。太神宮に祈願し、鮭を4、50石、米32俵、外に薪を残らず刎捨てた。

犬吠崎も見えないほど遠く、犬房崎の70里も坤(南西)方向沖へ船は流された。幸いなことに、翌2日には風は丑寅(北東)風に吹き替わり、陸地に近づき、淵の崎沖で汐掛りしている。3日には雨を伴った北風が強まり、再び沖の方へと吹き流されるというように風に弄ばれる状態に陥った。雨天で風雨がさらに強まり、乗組員は必死に耐えながら働いた。そして金毘羅に願かけし、一同髪を切っている。ここでも積荷の鮭4、50石を海中投棄している。

雨が止み島山が見えた。伊豆大島と思われた。島の東端の島陰の岸近くに避難しようと、碇3頭を葦網2房ずつに結び付けて海中へ入れたが、又々風雨が強くなり、船は碇を引き

ずって沖へと吹き出された。

4日に風が止み空が少し明るくなった。風下に島山が見えた。「風波又候烈敷相成、掛ケ船難凌に付」碇の芋綱を切り捨てざるを得なくなったので、風波に任せ帆を少し巻き上げ、島を目指して船を寄せた。島の西方へ廻り込むと白浜が見えた。浜辺には岡上に囲まれた船も見え、人家も見えた。ここまで来たのだから、「万一破船いたし候而も、人命相助り可申存」した彼らは、「拾町程沖江碇三頭卸し、船掛留メ候趣」に決めた。すなわち、沖合1kmあたりに碇を下ろして船を留めようと船頭・水主一同が決めた。それが新島であった。かくして彼らは救助されたのである。



松前阿部屋茂兵衛船航路概念図

8日に風も静まり、舩と島の漁船2艘に分乗し、近くの海岸から海底に至るまで搜索し、流れた荷物の回収作業をしている。回収した物は次の通りである。但し前欠部分があるので全てではない。

[浮物]

回収品名	数量	代金	分一法
(不明)			銀3匁1分5厘
いちび細物	1筋	銀7匁8分2厘	銀 7分8厘2毛
細物	4筋	銀12匁5分	銀1匁2分5厘
内訳	碁石網	1筋	
	つく網	2筋	
	いちび網切	1筋	
碇	3頭	金4両2分	銀27匁
計		金7両3分・銀117匁4厘2毛 (合金9両2分・銀12匁4厘2毛)	銀58匁2分2毛

[沈物]

回収品名	数量	代金	分一法
いちび網	2筋	金1両・銀2匁5分	銀6匁3分5厘
菊網	1筋	銭524文	銀 4分6厘
		この代銀4匁6分2厘2毛	
細網	1筋	銀25匁	銀2匁5分
芋網切	3筋	銀50匁1分	銀5匁1分
身縄	2筋	金1両3分・銀2匁	銀11匁7分
細芋網	1筋	金 2分・銀1匁5分	銀3匁6分9厘
同ざつは		銀3匁9分	銀 1分5厘4毛
同板ざつは		銀3匁5分	銀 1分7厘5毛
桧網	2筋	金3分・銀3分3厘	銀2匁2分6厘6毛
計		金2両・銀72匁8分1厘 (合金3両・銀14匁8分1厘)	銀9匁7分4厘

[その他(手荷物)]

明荷	1駄	柳大骨柳	1ツ	
煙草箱	1ツ	柳小骨柳	5ツ	以上8点

などが記録されている。

手荷物（乗組員の見回品）については「此八品歩合之儀、水主中難洪申立、用捨願候ニ付、歩合引取不申候」とあり、分一法を免除している。

「分一法」による新島の得分について、彼らは在島中に処理したいと言うので、納得の上、書類は船頭・水主に渡されている。かくして、新島役所から「浦文書」が船頭に発給されたのが、文化12年（1815）11月であった。残念なことに文化12年新島役所日記は現存しておらず、これ以上のことは不明である。

まとめ

取り上げた3件の他にも、嘉永6年（1853）12月29日に仙台牡鹿郡石巻船が、米3,000余俵を積んで、江戸へ向かう途中、新島近海で遭難し、16人全員が救助されたが、船頭だけが新島で病死している（34）。安政6年（1859）2月には仙台藩米を積んだ、江戸北新堀船（15人乗）が遭難し、全員が舢舨で新島前浜に上陸、介抱されている（35）。この2件の遭難事故については、『新島役所日記』に記録が見られるだけである。

寛文11年（1671）河村瑞賢は幕命によって奥州の天領年貢米を太平洋沿岸を通って江戸まで安全に輸送するための東廻り航路を開いた。彼は海路の危険や港湾の便などを自らの踏査で確かめ、新たな施設を設置するなどの方策をもってこれに当たった（渡辺信夫「海運」）。瑞賢（1618-99）について渡辺信夫は、寛文10年（1670）幕命を受けて奥州信夫郡の幕府米（天領年貢米）を江戸廻送をすることになり、直ちに現地調査を行い、阿武隈川河口の荒浜から船を南下させ安房から相模の三崎か伊豆下田に行き、西南風を待って引き返し、江戸湾に入ることにした（渡辺信夫「かわむらずいけん」）（36）。

それ以前は奥州からの航路は、日本海沿岸または常陸那珂湊か、下総銚子湊口でいったん積荷を川船に積み替えて、利根川から関宿・行徳を経て、江戸に達すると言うやっかいな手続きを経ていた（37）。

しかし、瑞賢の新開航路によって海難がなくなった訳ではない。この小論で取り上げた3つの事例はすべてそれ以降の海難事故なのである。

寛政12年（1800）秋広平六は伊豆大島の開発神である波浮姫神社の御手洗池を外洋に接続して避難港を開設した。今の波浮港である。奥州からの船の避難港としてであった。平六は宝暦6年（1756）に上総国で生まれ、幕命を受けて天領である伊豆諸島の産業振興に務める中で、避難港の必要性を幕府に進言している。築港については出身地である上総国周准郡の人々を招き工事に当たっている。築港後は波浮地区の請負人（名主格）に任ぜられて波浮港の管理を世襲している

[注]

- (1)新島村役場所蔵文書 整理番号M2-7
- (2)現在の岩手県大船渡市
- (3)現在の岩手県下閉伊郡山田町
- (4)吉浜ならば現在の大船渡市吉浜湾
- (5)寄磯崎ならば現在の宮城県女川町
- (6)「寛政九年巳二月 伊兵衛船破船一件書物写」(新島村役場所蔵文書 整理番号M2-18)
- (7)木場は現在の東京都江東区木場
- (8)神奈川湊は現在の神奈川県横浜市
- (9)浦賀番所は観音崎の南に位置する場所で、現在の神奈川県横須賀市久里浜
- (10)三崎湊は現在の神奈川県三崎町
- (11)銚子湊は現在の千葉県銚子市
- (12)平方湊は現在の茨城県北茨城市平潟
- (13)寒風沢は現在の宮城県松島町で松島湾内
- (14)荒浜は現在の宮城県岩沼市
- (15)置賜郡は現在の山形県長井市(西置賜郡)と南陽市・白鷹町・飯豊町・小国町(東置賜郡)及び、米沢市・高島町・川西町(南置賜郡)の地方である。
- (16)野蒜は現在の宮城県松島町
- (17)宮城県塩竈市
- (18)磯崎及び石巻は現在の宮城県石巻市
- (19)岩和田村は現在の千葉県御宿町
- (20)奥津湊は現在の千葉県勝浦町から千倉町の間にあった湊と思われる。
- (21)内浦は現在の千葉県館山市・南房総市富浦又は木更津市か
- (22)「同十四日同所(奥津湊)至出帆候処、風様悪敷、内浦湊江戻入津、同十六日同所出帆走参、同日暮六ツ時同国めら崎沖へ乗懸候得共、北風強罷成候二付」とあり、奥津湊を出帆したものの、内浦に出戻りしたとあるが、その後に「同国めら崎」とある。奥津湊は外房にある湊で、「めら崎」を超えないと内浦湊へ入津することはできない。内浦は江戸湾に位置する湊であり、新島近海で遭難することはない。文章は明らかに矛盾しており、出戻った湊は奥津湊でなければ辻褄が合わないのである。
- (23)「めら崎」は現在の千葉県館山市米良岬
- (24)伊豆浦は現在の静岡県下田市
- (25)めら(米良)岬を廻る北からの船が、江戸湾に入る最短コースは相模国三浦半島の三崎湊であるが、北風(向かい風)が強かったため、南西方向の伊豆国下田湊へ向かわ

ざるを得なかった。当時の帆船航海で、河村瑞賢は東廻り航路に三崎湊と下田湊への2コースを想定していた。

(26)大島は現在の東京都大島

(27)現在の山形県東置賜郡高畠町佐沢

(28)上乘善之坂については「印形流失致シ候ニ付致爪印候」とある。村役なので当然「印鑑」を所持しているが、破船事故によって流失したらしい。

(29)新島村役場所蔵文書 整理番号M2-31

(30)奥州松前唐津は現在の北海道渡島支庁松前町

(31)サウヤ御場所は現在の小樽から江差の間か

(32)沖ノ口御番所は交易の重要港であった松前湊に設置された役所

(33)現在の千葉県銚子市犬吠崎

(34)『嘉永六年新島役所日記』12月29日条

昨廿八日夜四ツ時頃、羽伏池之原辺江、奥州仙台牡鹿郡石之巻利海宇之吉船拾六人乗ニ而、奥州米三千[空白]俵積ニて漂着いたし、今朝本村江漸く届ケ出ル、尤、船頭者浜江上り候へ共、今朝死失ニ付、長栄（寺）江仮埋いたす、右ニ付、奥旦那其外役人中出役ス、若郷村江茂右之段申遣ス、両村組耆人ツゝ、人足当ル、浦仕舞入札、郷中江触ル、

右さつば類一式落札人長三郎、右代金六両貳分貳朱ト銀七匁貳分也

(35)『安政六年新島役所日記』2月7日条

夜ニ入、おせつ沖へ仙台候御廻米積、江戸北新堀惣助船拾五人乗、漁之道出来いたし候ニ付、前浜へ舩ニ而上り候ニ付、夫々手当致、役人中出役致ス

(36)『国史大辞典』3（吉川弘文館 1989年）

(37)丹治健蔵『近世関東の水運と商品取引』P.7（岩田書院2013年）